

(4) (財) 青森県沿岸漁業振興協会

【担当：藤田委員、杉澤委員、小野寺委員】

1 法人の概要及び前回評価・所見の要旨

(1) 法人の概要

代表者	理事長 山口 枉義 (青森県副知事)								
設立年月日	昭和57年11月12日								
資本金	3,000千円 (うち青森県からの出捐3,000千円)								
役員・従業員	理事6人、監事2人、正職員0人、非常勤職員9人								
主な出資者又は出捐者	平成14年2月現在 <table border="1"><thead><tr><th>出捐者</th><th>出捐額(千円)</th><th>出捐割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>青森県</td><td>3,000</td><td>100.0</td></tr></tbody></table>			出捐者	出捐額(千円)	出捐割合 (%)	青森県	3,000	100.0
出捐者	出捐額(千円)	出捐割合 (%)							
青森県	3,000	100.0							
主な業務	原子力船むつに係る風評により、水揚げされた魚介類等の価格が低落、販売不能となった場合の魚価安定対策事業及び沿岸漁業の社会的、経済的基盤の整備開発に係る事業								
主な収益	預金利息								

(2) 前回の評価及び所見の要旨

ほぼ計画どおりであり、概ね妥当と考えるが、原子力船「むつ」の使用済燃料を東海村に移送した後もなお魚価に対する風評被害のおそれがあることから、使用済燃料の移出に当たり、その対応策を事前に関係機関と協議しておく必要があると考える。

2 今年度の検討結果の評価及び所見

原子力船「むつ」の使用済み核燃料が、平成13年6月から11月にかけて東海村に移送されたことに基づき、単年度借入れによる魚価安定基金制度（基金の財源の借入れに係る利子支払者は日本原子力研究所）は、平成18年度末をもって廃止されることが合意されている。

それゆえ、この基金制度の廃止によって、当協会を平成18年度末をもって廃止すると県が平成14年2月28日に公表したことを、委員会は妥当と評価する。